

EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更及び
XBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い

平成 26 年 2 月 12 日
日本公認会計士協会

1. EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更

金融庁は平成 25 年 9 月 17 日に開示書類の二次利用性の向上、検索機能等の向上等を目的として新 EDINET の運用を開始し、提出会社は平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から有価証券報告書等全体を新しい技術仕様の XBRL 形式で作成し提出することを義務付けられた。これに伴い、財務諸表についても XBRL の対象範囲が財務諸表本表のみから注記を含む財務諸表全体に拡大された。財務諸表全体が XBRL の対象とされた新 EDINET においても、監査人は提出会社から提出を受けた財務諸表を監査の対象とし、XBRL データについては監査の対象ではないことに変わりはない。

現行の監査報告書の欄外において記載されている「財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。」は、監査の対象である財務諸表の範囲に XBRL データ自体が含まれていないため、XBRL データは監査の対象ではないことを意味している。今般、財務諸表全体が XBRL の対象となったことを契機として XBRL データが監査の対象ではないことをより明確にするため、監査報告書の欄外記載について変更を行った。監査人は、監査報告書の欄外記載において XBRL データについては監査の対象には含まれていない旨を記載するよう提出会社へ依頼することが適当である。

現行の記載例からの変更点（下線の箇所）は次のとおりである。

（現 行）

【監査報告書の欄外記載例】

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

（変更後）

【監査報告書の欄外記載例】

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

当該変更については、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書についても同様の取扱いとする。

2．記載の変更の時期等

監査報告書の欄外記載は、次の(1)及び(2)に示す時期から変更となる。

- (1) 平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する連結会計年度又は事業年度に係るものから記載する。
- (2) 平成 26 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に属する中間（連結）会計期間又は四半期（連結）会計期間に係るものから記載する。

3．XBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い

XBRL データには、モニター画面で視認することができない XBRL 特有のデータ属性や英語表記などの情報も含まれている。このような情報に誤りがあった場合は、提出会社はその誤りを訂正した XBRL データを訂正報告書とともに EDINET で提出することになる。しかしながら、監査の対象となった財務諸表自体を訂正する必要がないときは、XBRL データは監査の対象に含まれていないため、当該誤りを原因として提出される訂正報告書については、その内容に対して監査を実施する必要がないことは従前と変わらない。

以 上